# 米原駅東口周辺立地促進条例に基づく奨励金等の御案内

# 奨励金等の内容

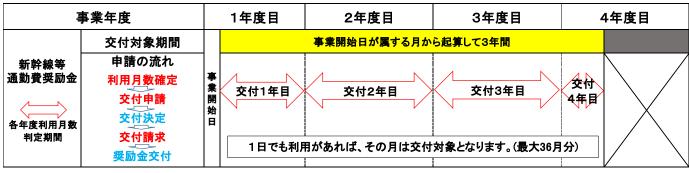
項目	内 容
奨励金(申請イメージは下記参照)	
立地促進 奨励金	事業開始日以降の固定資産税、都市計画税(以下、「固定資産税等」という。)が賦課されることとなった年度以降3年度間、納税額の100%を奨励金として交付
新幹線等通勤費 奨励金	以下の定期券利用者の人数に対し、事業開始日が属する月から3年間奨励金を交付 ・東海道新幹線の定期券利用者(1人当たり2万円/月) ・北陸新幹線の定期券利用者(1人当たり1万円/月) ・西日本旅客鉄道の特別急行の定期券利用者(1人当たり1万円/月)
雇用転入促進 奨励金	事業開始日が属する年度の翌年度以降3年度間、以下の条件を満たす対象者の人数に対し、1人当たり20万円を奨励金として交付 ※奨励金の交付は、交付対象期間中1人1回限り ・1年以上継続して市内に住所を有する者 ・新規常用雇用者または他の事業所から事業区域内に転勤し、本市に転入した者(以下、「転入従業員」という。) (障がい者の場合20万円、若者(39歳まで)の場合20万円、転入従業員に15歳以下の子どもがいる場合、1人につき10万円を加算)
助成金	
造成工事費 助成金	施設等を建築する目的で行った、開発行為を伴う造成工事に要する経費(標準工事額)の1/2を助成金として交付(上限2,000万円) 【交付対象期間】造成工事を実施する年度 【申請時期】造成工事の着手前 【申請イメージ】    交付   中請   文付   決定   大付   対応金額   の確定   の交付   の交付   対応金   の交付   対応金   の交付   対応   の交付   対応   の交付   対応   対応   の交付   対応   対応   対応   の交付   対応   対応   対応   対応   対応   対応   対応   対

※奨励金等交付の為、事前協議に御協力をよろしくお願いします。

# 立地促進奨励金の申請イメージ

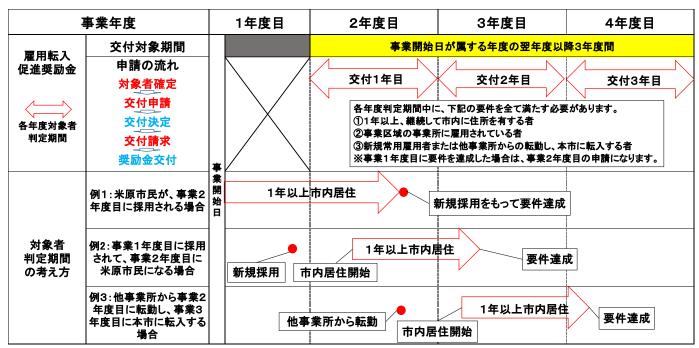


## 新幹線等通勤費奨励金の申請イメージ



<sup>※</sup>個別の事例については市に御相談ください。

#### 雇用転入促進奨励金の申請イメージ



※上記例示以外の場合、個別の事例については市に御相談ください。

### 〈問合せ先〉

米原市役所 政策推進部 政策推進課

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

TEL: 0749-53-5162 FAX: 0749-53-5148

E-mail:sousei@city.maibara.lg.jp

申請書等の DL はこちらから

QR コード



URL: https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/seisaku/sesakuka/21280.html